

高圧ガス関係申請・届出の 留意事項について

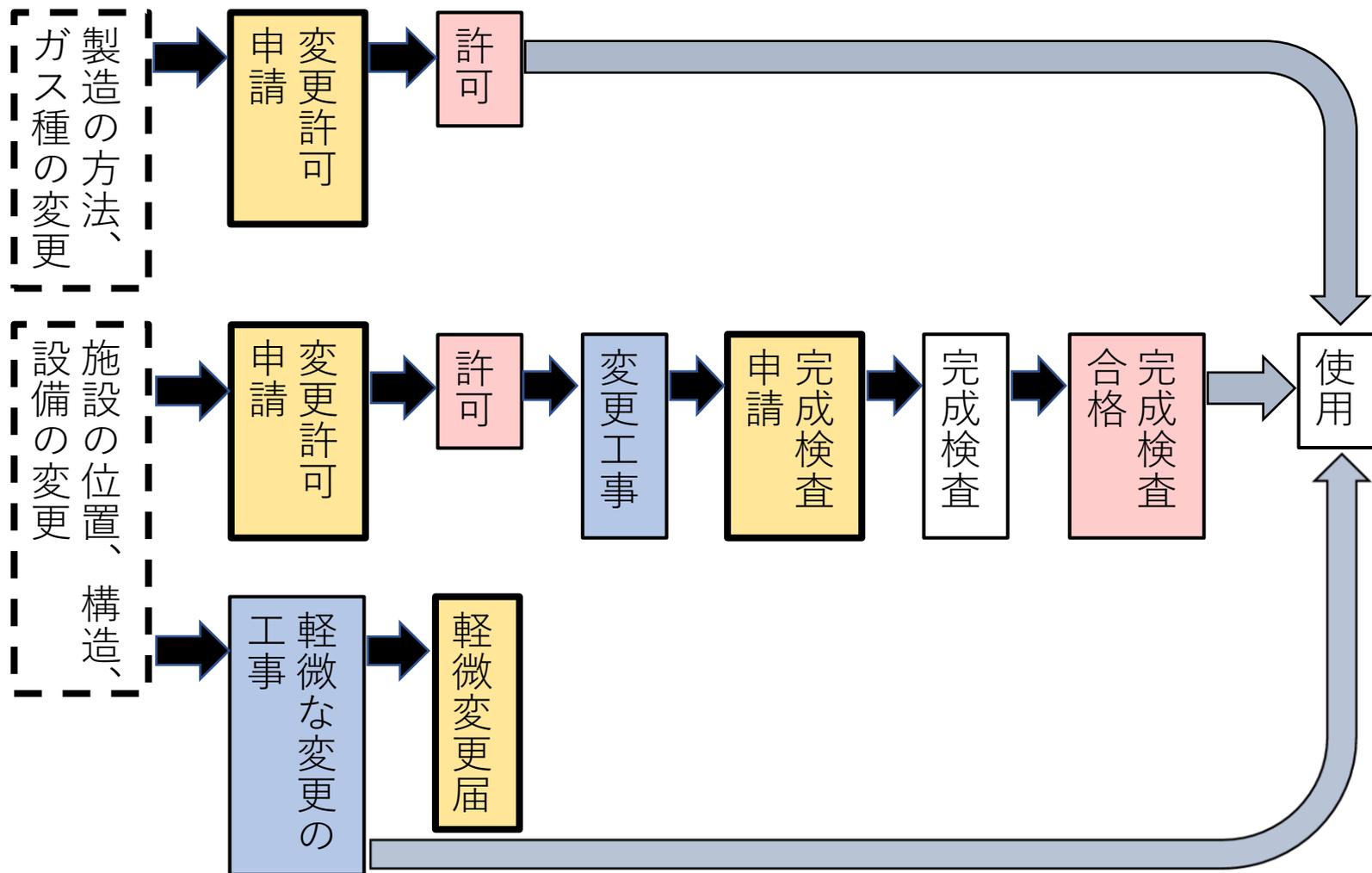
令和 8（2026）年 3 月作成



高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 第一種製造者の製造施設等の変更許可・届出に関するフロー



高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 軽微な変更の工事(例)

一般則第15条第1項 液石則第16条第1項

- 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の**取替え**
※大臣認定品等への取替えの工事であって、
当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事
- ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない
高圧ガス設備の**撤去**の工事

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 軽微な変更の工事(例)

一般則第15条第1項 液石則第16条第1項

- 特定設備の部品の**取替え**（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る）の工事
- 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の**設置**又は**撤去**の工事
- （一般則）第33条第2号/（液石則）第34条第2号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事であって、保安上特段の支障がないものとして認められたもの

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 軽微な変更の工事に該当しない例

大臣認定品等と誤認して変更許可が必要な工事を軽微変更として実施してしまう事例が出ています。以下の事例については完成検査が必要ですので注意をお願いします。

元の設備が認定品等であっても交換した設備（部品含）で認定証が発行できない場合は認定品等とはなりません

- 既設設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合
（管類に係る認定試験者が施工した場合は軽微変更）
- 同型式品（非認定品）に交換をする場合
（液石法のバルクローリーで例外あり）
- 認定品の一部を交換する場合
（例）認定品である弁の一部を交換
認定品であるポンプや圧縮機の一部を交換

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 大臣認定品等

- 認定試験者試験等成績書
- 高圧ガス保安協会の試験に合格した事を証する書類
(高圧ガス設備試験成績証明書)

上記の名称以外の成績書の場合、大臣認定品等でない可能性がありますので、保安担当までお問い合わせください。

※以下の書類は大臣認定品等ではないので注意

- ・ 大臣認定試験者でないメーカー等が実施した試験成績書等
- ・ 液化石油ガスバルク供給用附属機器型式認定証

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 許可及び届出の不要な工事(1)

通達 令和5年12月21日付け20231212保局第1号)

- 圧力計・温度計の**取替え**
(同一方式への取替えに限る。)
- 充てん又は受入れに係る可とう管
(直接容器等に接続される部分のものであって
高圧ホース及び金属フレキ管に限る。)の**取替え**
- 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の
設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性に直接
影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能
が保証されているものの**取替え**(ボルト、ナット、圧縮
機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留等のト
レイ又は熱交換器の邪魔板等)

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 許可及び届出の不要な工事(2)

通達 令和5年12月21日付け20231212保局第1号)

- 独立した製造設備、貯蔵設備、容器置場の**撤去**の工事及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設の**撤去**の工事

※高圧ガス製造施設軽微変更届書により届出をお願いします。【栃木県運用】

- 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る**撤去**の工事又は同等以上のものへの**取替え**の工事

- 消耗品の**取替え**

※事前に工業振興課保安担当へご相談ください。

- 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管への**プラグ打ち**又はそれに伴う伝熱管の**切断**又は**撤去**

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 第一種製造者の製造施設等の変更許可・届出手続き

施設・設備区分	変更内容	手続き
高圧ガス設備 (特定設備を除く)	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可（処理能力が変わらず、大臣認定品等への取替えに限り軽微変更）
	支障のない撤去	軽微変更
特定設備	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可
	支障のない撤去	軽微変更
ガス設備（高圧ガス設備を除く）	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更
	支障のない撤去	手続き不要
ガス設備以外の製造施設	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更（同等以上の取替えは手続き不要）
	撤去	手続き不要

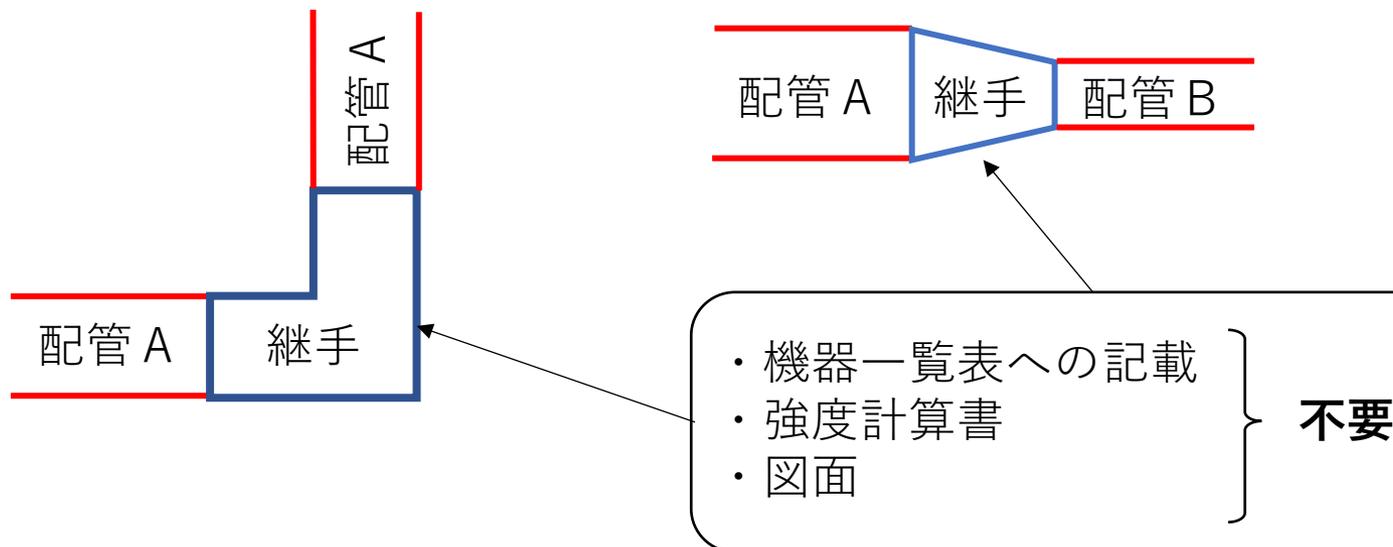
高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 継手の取扱いについて【栃木県運用】

○高圧ガス設備に使用される**継手**について、配管等と併せて設置・変更する場合、機器一覧表への記載、強度計算書・図面等の添付を不要としています。

※継手のみを変更する場合を除く



高圧ガス関係申請・届出の留意事項

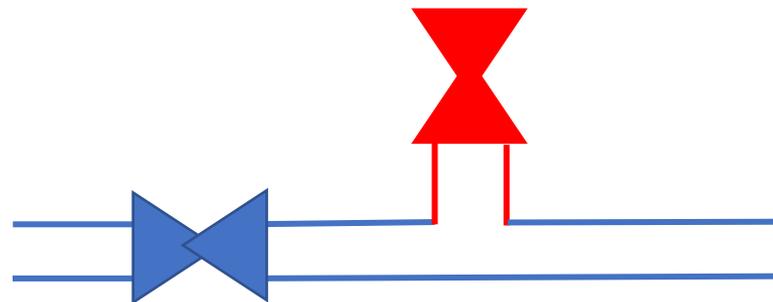


◆トラブル事例

< 許可申請時 >



< 完成検査時 >



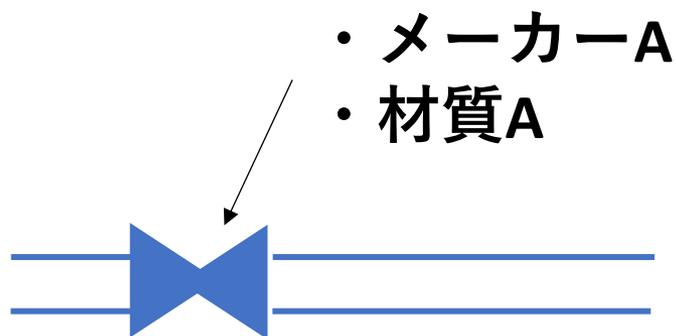
○許可後に設備の申請漏れ等が発覚した場合、改めて変更許可を要するが必要となる場合があります。
納期の遅れ、追加費用の発生等の支障が生じる恐れがありますので、申請前に内容を十分にご確認ください。

高圧ガス関係申請・届出の留意事項

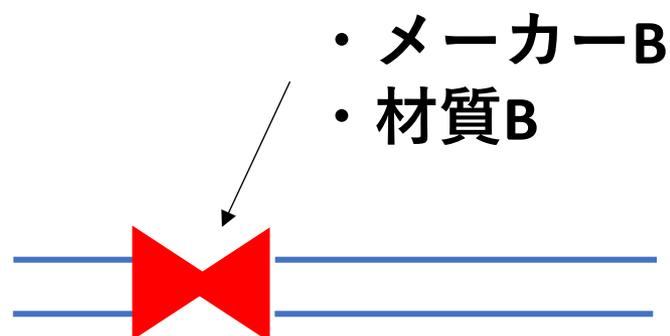


◆トラブル事例

< 許可申請時 >



< 完成検査時 >



○許可申請と異なる機器の使用等が発覚した場合、改めて変更許可が必要となる場合があります。
納期の遅れ、追加費用の発生等の支障が生じる恐れがありますので、申請前に内容を十分にご確認ください。

高圧ガス関係申請・届出の留意事項



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

1. 押印廃止について

申請（届出）書の代表者印は不要です。（R2.12～）

※押印があっても差し支えありません。

2. 事業所長等への委任状について

申請（届出）者は法人代表者とされています。

事業所長名等で申請等する場合は、法人代表者から事業所長等への委任状（要代表者印）が必要です。申請等のたびに委任状（写）を添付してください。

ただし、申請（届出）書に代表者と申請（届出）代理人
が連名で記載されている場合、代理人に権限の委任があ
るものとみなし、委任状・押印は不要とします。



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

3. 申請書の郵送について

各種申請は郵送による対応が可能です。

この場合は、控えの返送用に切手を貼り付けた返信用封筒を必ず同封してください。

4. リモートによる打合せについて

電話やメールによる軽易な相談の他、相談内容が複雑な場合は対面あるいはリモートによる打合せも可能ですので、ご相談ください。（要日程調整）



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

5. 変更許可申請の手数料の見直しについて

処理設備として定義される減圧弁（処理能力 $0\text{m}^3/\text{日}$ ）の増設等、製造行為の追加と捉えられる変更について、本県では $200\text{ m}^3/\text{日}$ 未満の変更（栃木県手数料条例別表第1の244-1-(9)）に規定する変更として**26,000円**を徴収していましたが、近県の状況等を踏まえて、その他の変更（同表の244-1-(10)）に規定する変更として取り扱うこととしました。（手数料 **16,000円**）



◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

6. 同一の処理設備を並列設置する場合の処理能力について

設備の処理容積は、各々の処理設備の処理能力を合算して算出しますが、運用解釈通知※の第5条関係(1)①(イ)にあるとおり、「同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」は合算しないことができます。

本県では、同一の処理設備が並列で設置されている場合であって、これらに接続される高圧ガス設備が並列する処理設備の稼働を制約することが確実である場合は、「同時に稼働できない」と同等の状態であると解し、各々の処理設備の処理能力を合算しないことを認めることがありますので、個別事案ごとに、事前に相談ください。

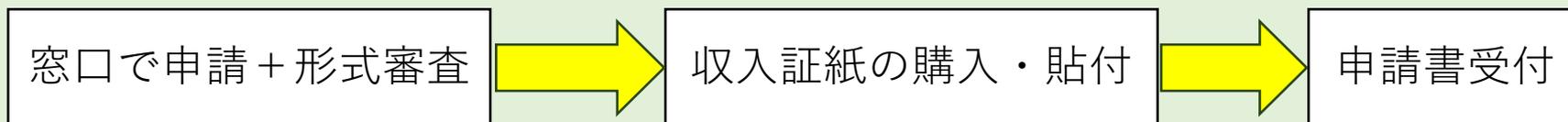
※高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日付け20200715保局第1号）

高圧ガス関係申請・届出の留意事項

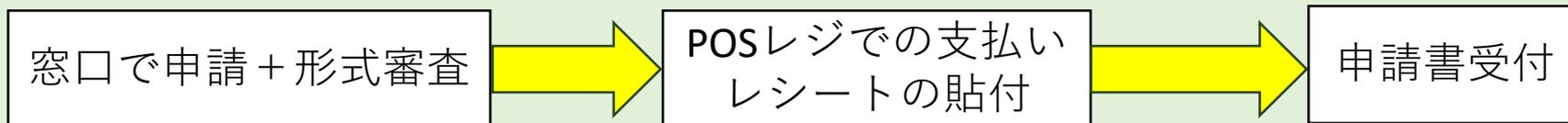


◆ 各種申請・届出の留意事項(その他)

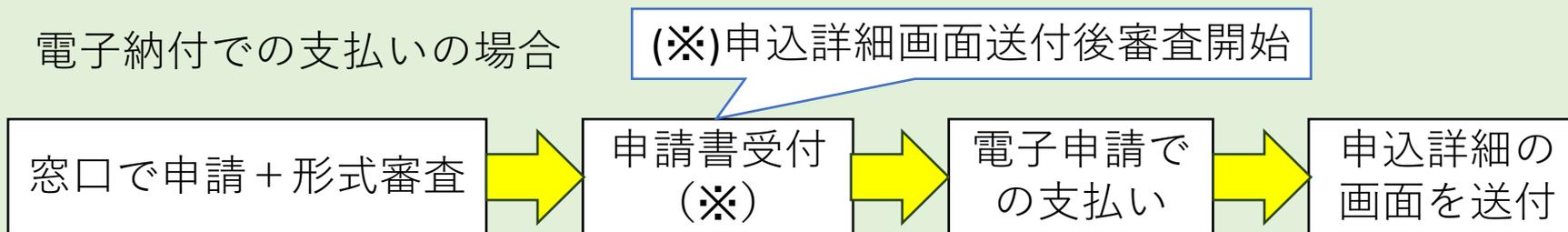
従来の方法 (収入証紙)



POSレジでの支払いの場合



電子納付での支払いの場合



誤納付を避けるため電子申請での支払いは必ず窓口での受付後にお願いします

詳細はこちら：[電子申請システム手順書](#)

ご視聴ありがとうございました。

今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」にご協力をお願いいたします。

～各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます～

The screenshot shows the Tochigi Prefectural Government website. The main navigation bar includes '防災・安全', 'くらし・環境', '子育て・福祉・医療', '教育・文化', '社会基盤', '産業・しごと', and '県政情報'. The '産業・しごと' menu is selected. The breadcrumb trail reads: ホーム > 産業・しごと > 農工業・企業立地 > 産業施策 > 高圧ガス/LPガス. The page title is '高圧ガス/LPガス'. A sub-header reads '新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について (高圧ガス保安法・液化石油ガス法)'. The main content area contains text about COVID-19 measures and a sidebar with '産業施策' and '高圧ガス/LPガス' categories.

【QRコード】

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード



栃木県庁 高圧ガス

検索